１．件名：福島第一原子力発電所 一時保管エリアにおける核燃料物質等の漏えい事象に係る面談
２．日時：令和３年５月３１日（月）１３：３０～１５：５５
３．場所：原子力規制庁１８階会議室
４．出席者：
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、横山係長
高松専門職（テレビ会議システムによる出席）
長官官房　総務課　事故対処室
斉藤室長補佐
福島第一原子力規制事務所（テレビ会議システムによる出席）
小林所長、木村副所長、田中原子力運転検査官、石口上席放射線防災専門官、廣岡原子力防災専門官
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー　担当３名
福島第一原子力発電所　担当６名

５．要旨：
- 原子力規制庁は、令和３年３月２５日に発生した福島第一原子力発電所一時保管エリアにおける核燃料物質等の漏えい事象について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき以下の説明を受けた。
  - 本事象は、がれき類収納コンテナの一部が腐食し、内容物が腐食箇所から流出したことが原因であり、３月２５日に核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたと判断したこと。
  - 水平展開として、構内に保管されバウンンダリ機能が求められる、約５千３百の瓦礫類収納コンテナの外観点検を行っており、６月中には完了する見込みであること。また、コンテナの腐食状況により漏えいの懸念はあるが、シート養生や土嚢の設置は行わず、点検作業を優先し、モニタリングを強化することで対応すること。外観点検時にピンホール等が発見された時は、フィラメントテープで補修を行っていること。
  - 上記フィラメントテープによる補修などの一時的な対策及び外観点後に実施する恒久的な対策等については、引き続き検討を行うこと。
  - 最終報告書は取りまとめ中であり、提出時期は調整中であること。
- 原子力規制庁は、上記説明を確認した。また、点検に時間を要することから、その間の降雨等による放射性物質の漏出のリスクを可能な限り低減するため、

シート養生等、可能な対策を講じておくよう求めたのに対し、東京電力から検討を行う旨回答を得た。

６．その他

資料：１F規則第１８条第１０号判断について（物揚場排水路PSFモニタ放射能高警報発生事象）

天然核種によるPSFモニタ指示値上昇について

以上